

## 1 資料収集方針

### (1) 目的

この方針は、地方自治法第100条第19項に基づき議会に附置される議会図書室について、議員及び議会の調査研究並びによりよいまちづくりに向けた多様な調査需要に応え、「議会の調査拠点となるべき図書室」としての役割を果たすため必要な図書資料の収集、選定、除籍、保存基準、活用に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (2) 基本方針

- ①町議会議員の職務の遂行に資するため、議会の諸活動を資料情報面及び調査分析面で補佐する。
- ②行政及び議会の業務遂行を支援する。
- ③町民の知的活動のために必要な国内の資料を収集し、町民の共有資源として保存し活用する。
- ④議会の蔵書を構築するため、国内出版物に加え、必要に応じて国外で発行された日本に関する資料等を収集し保存することができる。
- ⑤資料の選択は、所蔵資料の内容、各利用者層の要求、利用頻度、著者、発行所、内容、形態、書誌的価値等を検討し収集する。
- ⑥資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」（1979年5月30日公益社団法人日本図書館協会総会決議）や国立国会図書館資料収集方針書などを参考に、自由で公平な収集をする。
- ⑦各種図書館と連携し、議会活動等の向上を図る。

### (3) 収集資料の種類

収集する資料の種類は、一般図書・参考図書、逐次刊行物、官公庁出版物、郷土資料、視聴覚資料等の資料とする。

### (4) リクエスト資料

議員及び利用者からのリクエスト資料については、予算の範囲内で選定基準に基づき可能な範囲内で収集する。

### (5) 資料の収集方法

購入、寄贈、寄託等の手段により、迅速かつ的確な方法で収集する。

### (6) 収集部数

資料の収集部数は、原則1部とする。ただし、活用する上で複本が望ましい場合はこの限りでない。

### (7) 資料の保存、除籍、廃棄

資料の保存、除籍、廃棄は別に定める。

## (8) 資料収集の組織

資料の収集にあたっては、浦幌町議会図書室資料収集方針及び図書資料選定・除籍・保存基準・活用（以下「方針及び選定基準等」という。）に基づく資料の選択を行うため、議会運営委員会において協議する。

## (9) 改正等

方針及び選定基準等は、利用者ニーズの変化、出版物の多様化、情報技術の発展等に即して適切な資料の収集を図るため、必要に応じ議会運営委員会において協議し改正する。

## 2 図書資料選定基準

図書資料の選定にあたっては、町立図書館機能を尊重し、連携及び活用する観点から、重複することなく、特に議員・議会の教養、調査研究に役立つためのものとし、下記の選定基準のとおりとする。

### (1) 一般図書、参考図書選定基準

- ①一般図書は、議員・議会の教養、調査研究に資するため、基礎的、入門的な図書から概説書、専門書まで各分野にわたり収集する。専門書については、必要なものを収集する。
- ②参考図書は、議員・議会の日常の調査研究に必要な事典、辞典、年鑑、図鑑、人名辞典、地図、年表、書誌、目録などを収集する。
- ③意見の分かれる分野では、主要なものを中心に、多様な意見の収集に努める。
- ④制度の改廃、新しい技術、新しいテーマ、流行など、時代の変化に留意する。

### (2) 逐次刊行物選定基準

- ①新聞は、必要に応じて主要な全国紙及び地方紙を中心に収集する。
  - ア 主要な全国紙及び地方紙
  - イ スポーツ紙・農業・経済・英字新聞など
  - ウ その他周辺地域を中心としたミニコミ紙など
- ②雑誌は、新鮮で豊富な情報が得られる資料のため、町民の暮らし・町政に役立つもの、議員・議会の調査研究に役立つものを中心に収集する。
  - ア 総合雑誌
  - イ 出版情報に関する雑誌
  - ウ 議会に関する雑誌
  - エ 時事に関する雑誌
  - オ 文芸雑誌
  - カ 生活情報誌

キ 人文科学・社会科学・自然科学の基本的な雑誌

ク 周辺地域を中心としたミニコミ誌

(3) 官公庁出版物選定基準

官公庁が発行する出版物で、町民の暮らし・町政に役立つもの、議員・議会の調査研究に役立つものを中心に収集する。

(4) 郷土資料選定基準

議員・議会の調査・研究、北海道、浦幌町の歴史・文化を伝えていくために、地域・行政資料等を収集する。北海道の各地域の資料についても必要に応じて収集する。

(5) 視聴覚資料選定基準

議員・議会が情報・知識を得られるよう、必要に応じて議会活動への有益性及び長期利用の可能性などに留意して、CDなどの録音資料とDVDなどの映像資料を収集する。

(6) その他の資料選定基準

パンフレット、リーフレット等は、必要に応じて収集する。

(7) 選定留意点

コミック、娯楽性の高いもの、通俗的で興味本位のものは収集しない。

(8) リクエスト選定基準

①選定基準

資料購入費、蔵書スペースが限られていることを勘案し、リクエスト基準は次のとおりとする。

ア 議員・議会の調査・研究及び利用者への公平なサービスを優先する。

イ 特定の要求については、他の利用者のニーズも勘案する。

ウ 資料は町民の財産であるため、長期的保存に耐えることが可能なものであることに留意する。

エ 全体的な蔵書構成バランスを考慮する。

②リクエスト方法

ア 予算編成前に各委員会、議員協議会によりリクエストを受付する。

イ 利用者から随時、リクエストを受付する。

ウ 上記の2事項により議会運営委員会において協議し決定する。

3 除籍・保存基準

(1) 除籍の基準

除籍にあたっては常に図書室の所蔵状況、出版事情を十分検討し、1冊1冊よく吟味して、将来の利用にも支障のないよう配慮しながら行うものとする。

①廃棄による除籍

次の各号に該当する資料で、保存に適さないものは除籍することができる。

- ア 著しい汚損、破損または書きこみ等があり補修が不可能なもの
- イ 科学技術の進歩等により、記述内容が時代に合わなくなったもの
- ウ 同一内容で更新（買い替え）されたもの
- エ 複本で保存の必要のないもの
- オ 類書で保存の必要のないもの
- カ その他、出版事情、蔵書構成、利用者の需要及び資料の保存価値を総合的に判断して保存する必要がないと認められるもの

②事故等による除籍

- ア 亡失による資料（災害その他で亡失の届け出のあったもの）
- イ 所在不明資料（引き続き5年以上不明のもの）
- ウ 回収不能資料（返却予定日から5年以上経過し、所定の手続きを経て回収が不可能なもの）

③合本、製本による除籍

④移管による除籍

4 議会図書室及び資料の活用

（1）議会図書室の活用

- ①町民の暮らし、町政、議員・議会の調査研究の観点から有効活用する。
- ②浦幌町議会図書室規程（平成12年議会規程第3号）に基づき、職員及び一般町民が利用できるよう努める。
- ③議会図書室の活用を図るよう、随時、施設整備の点検、要望、充実に図る。

（2）資料の活用

- ①新書等の紹介を議員協議会で行う。
- ②議員間及び委員会等で情報共有が必要なものについては、研鑽を図るなど資料を有効活用する。
- ③所蔵内容確認や利用促進のため、図書資料をもとに議員協議会などを通じて、意見交換を積極的に行う。

5 その他

この方針及び選定基準等に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

平成29年4月1日施行